

国外で使用される農薬に係る
飼料中の残留基準の設定及び改正に
係る要請等に関する指針

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課

科学的根拠に基づく
飼料中の基準の設定



安全で有用な飼料の安定供給



安全な国産畜産物の安定供給

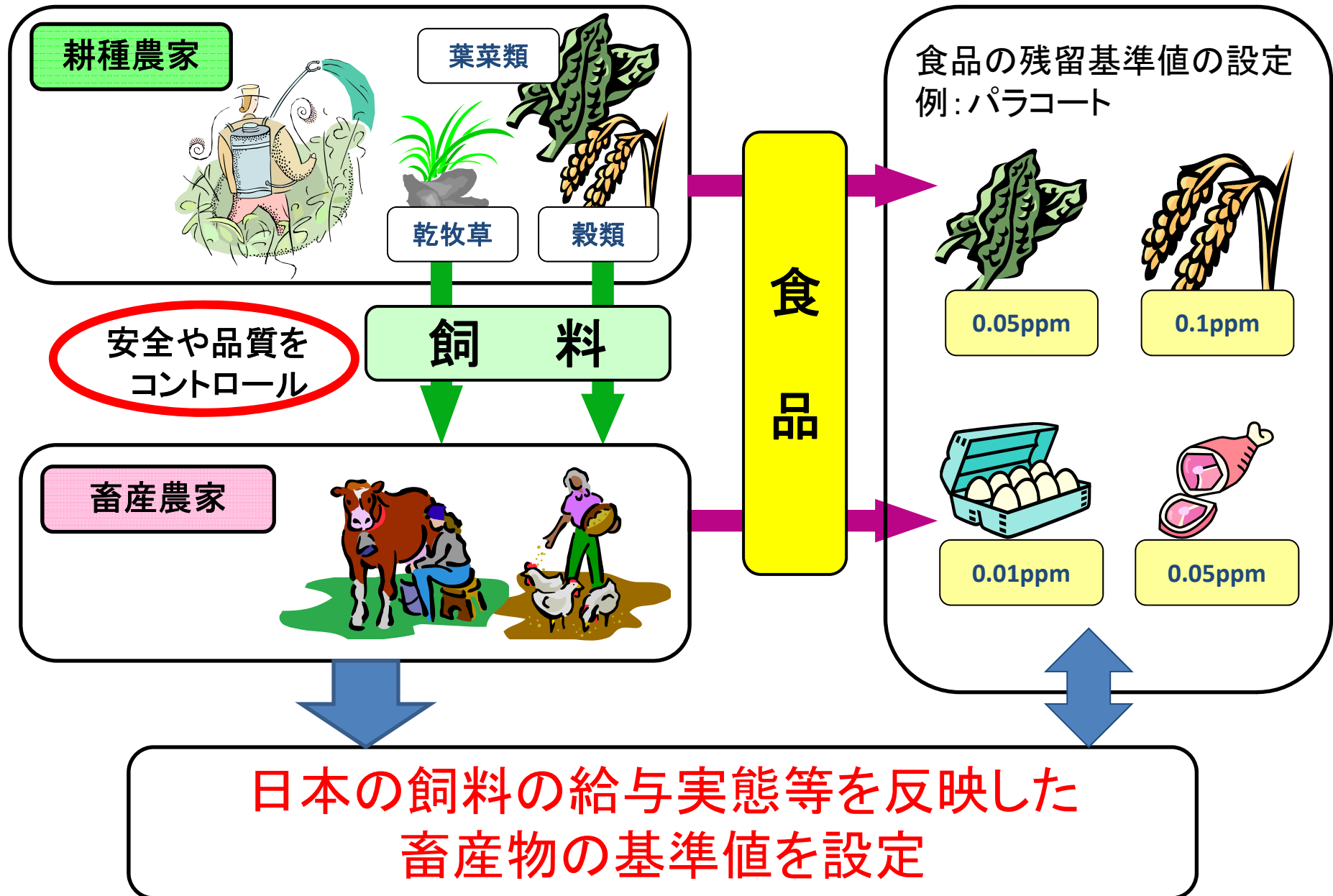


畜産の振興



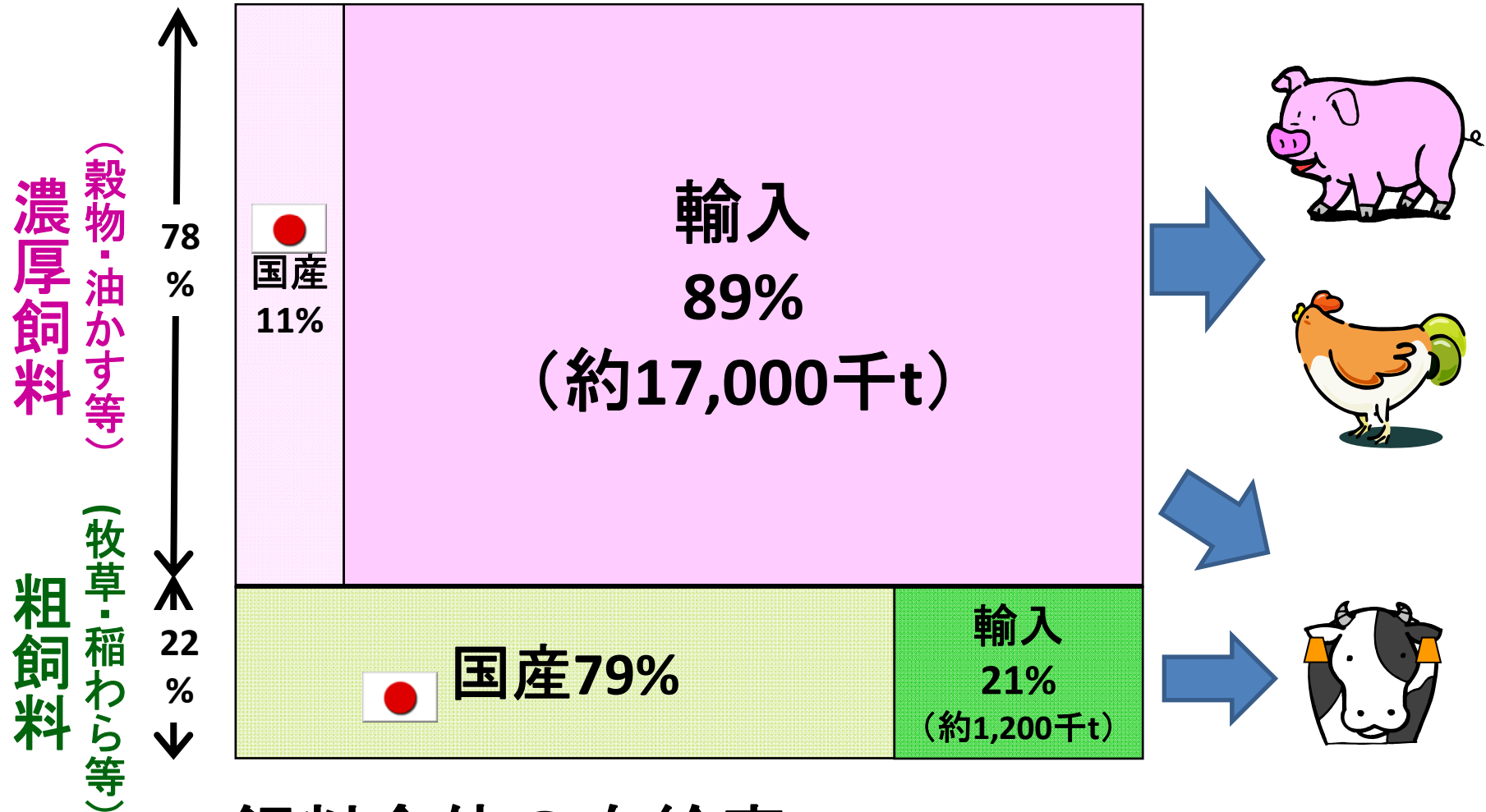
消費者の健康保護と
より豊かな食生活の保障

科学的根拠に基づく飼料中の残留基準の設定



日本の飼料自給率

[可消化養分総量※ベース、平成20年度]



飼料全体の自給率 26%

※ 可消化養分総量: 飼料の重量を家畜が消化し利用可能な栄養分の量(t)に換算したもの

輸入飼料中の農薬残留規制

【現在】

飼料安全法に基づく基準の設定

- 対象農薬は、飼料中の残留実態、畜産物への移行性、飼料の給与実態等を考慮して選定
- 対象飼料は、給与割合が高い穀類及び牧草

飼料安全法: 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)



【今後】

- 輸入飼料には、国外で新たに使用が認められた農薬が使用されることがある
- 科学的データに基づき、国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準を設定(現行基準を拡充)

基準設定の検討の観点

米国、カナダ、豪州*において登録されている又は登録申請中の農薬であって、

(* 対象となる国については、日本への飼料輸出動向等の状況の変化に応じて見直す)

- ① 農薬を使用した飼料作物の日本への輸出実態
- ② 飼料中の農薬の残留実態
- ③ 飼料を経由した畜産物への移行性



基準設定が必要と判断した場合、

- 飼料作物に関する試験成績
 - 家畜に関する試験成績
- 等

の提出データを用いて審査

飼料中の農薬の残留基準設定の手順

